

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年10月19日（令和5年（行情）諮問第928号及び同第929号）及び令和6年4月4日（令和6年（行情）諮問第393号）

答申日：令和6年12月6日（令和6年度（行情）答申第685号ないし同第687号）

事件名：特定期間において「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究等の一部開示決定に関する件

「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定期間において「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書18（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年2月6日付け防官文第2021号、同年4月13日付け同第8541号、同年6月30日付け同第14066号及び同第14068号、同年10月6日付け同第20781号並びに同年12月15日付け同第25392号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1について）

ア 文書の特定が不十分である。

- (ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙 1（略）】である。
- (イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成 30 年 10 月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20 頁）と定めている。
- (ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。
- (エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。
- イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。
本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙 2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙 3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。
- ウ 特定された PDF ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。
平成 22 年度（行情）答申第 538 号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。
これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。
本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定された PDF ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。
- エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号）についても特定を求める。
平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法

に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ク 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア及びイ 上記（1）ア及びイと同旨。

ウ 上記（1）ウと同旨。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エないしか 上記（1）エないしかと同旨。

キ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

ク 上記（１）クと同旨。

（３）審査請求書３（原処分３及び原処分４について）

ア及びイ 上記（１）ア及びイと同旨。

ウ 上記（２）ウと同旨。

エないしク 上記（１）エないしクと同旨。

（４）審査請求書４（原処分５について）

アないしエ 上記（１）アないしエと同旨。

オ 上記（２）キと同旨。

（５）審査請求書５（原処分６について）

上記（１）と同旨。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 原処分１及び原処分３について

（１）経緯

本件開示請求は、本件請求文書１の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書１ないし文書９を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年２月６日付け防官文第２０２１号により、本件対象文書のうち、文書１ないし文書３について、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１）を行った後、同年６月３０日付け同第１４０６６号により、本件対象文書のうち、文書４ないし文書９について、同号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分３）を行った。

本件審査請求は、原処分１及び原処分３に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（２）法５条該当性について

原処分１及び原処分３において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条３号に該当する部分を不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省にお

いて業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく，法 2 条 2 項の行政文書に該当しないため，本件開示請求に対して特定し，開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は，「特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが，本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ，欠落している情報はなく，開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は，「一部に対する不開示決定の取消し」として，支障が生じない部分について開示を求めるが，原処分 1 及び原処分 3 においては，本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果，上記（2）のとおり，本件対象文書の一部が同条 3 号に該当することから当該部分を不開示としたものであり，その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は，「不開示処分の対象部分の特定を求める」として，不開示箇所の具体的な特定を求めるが，原処分 1 及び原処分 3 において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており，当該通知書の記載に不備はない。

カ 審査請求人は，「他に文書がないか確認を求める」としているが，本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

キ 審査請求人は，「複写媒体として D V D - R の選択肢の明示を求める」としているが，当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって，法 1 9 条 1 項に基づいて，諮問すべき事項にあたらない。

ク 以上のことから，審査請求人の主張にはいずれも理由がなく，原処分 1 及び原処分 3 を維持することが妥当である。

2 原処分 2 及び原処分 4 について

（1）経緯

本件開示請求は，本件請求文書 2 の開示を求めるものであり，これに該当する行政文書として，文書 4 ないし文書 1 1 を特定した。

本件開示請求については，法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し，まず，令和 5 年 4 月 1 3 日付け防官文第 8 5 4 1 号により，本件対象文書のうち，文書 4 について，法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 2）を行った後，同年 6 月 3 0 日付け同第 1 4 0 6 8 号により，本件対象文書のうち，文書 5 ないし文書 1 1 について，同号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 4）を行った。

本件審査請求は，原処分 2 及び原処分 4 に対して提起されたものであり，本件諮問に当たっては，それらの審査請求を併合し諮問する。

（2）法 5 条該当性について

上記１（２）と同旨（ただし、「原処分１及び原処分３」とあるのは「原処分２及び原処分４」と読み替える。）。）。。

（３）審査請求人の主張について

アないしオ 上記１（３）アないしオと同旨（ただし、「原処分１及び原処分３」とあるのは「原処分２及び原処分４」と読み替える。）。。

カ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法５条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法１１条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分２を行ったものである。

キないしケ 上記１（３）カないしクと同旨（ただし、「原処分１及び原処分３」とあるのは「原処分２及び原処分４」と読み替える。）。。

３ 原処分５及び原処分６について

（１）経緯

本件開示請求は、本件請求文書３の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書１２ないし文書１８を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年１０月６日付け防官文第２０７８１号により、本件対象文書のうち、文書１２について、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分５）を行った後、同年１２月１５日付け同第２５３９２号により、本件対象文書のうち、文書１３ないし文書１８について、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分６）を行った。

本件審査請求は、原処分５及び原処分６に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（２）法５条該当性について

上記１（２）と同旨（ただし、「原処分１及び原処分３」とあるのは「原処分６」と読み替える。）。。

（３）審査請求人の主張について

アないしウ 上記１（３）アないしウと同旨。

エ 上記２（３）カと同旨（ただし、「原処分２」とあるのは「原処分５」と読み替える。）。。

オないしク 上記１（３）エないしキと同旨（ただし、「原処分１及び原処分３」とあるのは「原処分６」と読み替える。）。。

ケ 上記１（３）クと同旨（ただし、「原処分１及び原処分３」とあるのは「原処分５及び原処分６」と読み替える。）。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和５年１０月１９日 諮問の受理（令和５年（行情）諮問第９２８号及び同第９２９号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年１１月１３日 審議（同上）
- ④ 令和６年４月４日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第３９３号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑥ 同月１９日 審議（同上）
- ⑦ 同年１１月１５日 本件対象文書の見分及び審議（令和５年（行情）諮問第９２８号、同第９２９号及び令和６年（行情）諮問第３９３号）
- ⑧ 同年１２月２日 令和５年（行情）諮問第９２８号、同第９２９号及び令和６年（行情）諮問第３９３号の併合並びに審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条３号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、令和６年（行情）諮問第３９３号において、諮問庁は原処分５に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

２ 本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件請求文書１に係る文書の特定（原処分１及び原処分３）

本件各開示請求については、「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第６条に基づき行われた研究に関する文書の開示を求めるものであるところ、本件請求文書１に係る開示請求書には、「期間は令和３

年度」と記載されていることから、令和３年度に海上自衛隊幹部学校において作成された研究に関する文書の開示を求めているものと解し、文書１ないし文書９を特定した。

イ 本件請求文書２に係る文書の特定（原処分２及び原処分４）

本件請求文書２に係る開示請求書には、「防官文第２０２１号（２０２２．１２．７－本本Ｂ２０６０）で残りの部分」及び「当該請求（２０２２．１２．７－本本Ｂ２０６０）の後に作成された研究」と記載されていることから、本件請求文書１に係る原処分１で残りの部分とされた文書及び本件請求文書１の開示請求受付日の翌日である令和４年１２月８日から本件請求文書２の開示請求受付日である令和５年２月１４日までに作成された文書の開示を求めているものと解し、本件請求文書１に係る原処分１で残りの部分とされた文書として原処分３で特定した文書４ないし文書９、並びに、本件請求文書１の開示請求の後に作成された文書として文書１０及び文書１１を特定した。

ウ 本件請求文書３に係る文書の特定（原処分６）

本件請求文書３に係る開示請求書には、「２０２３．２．１４－本本Ｂ２５９７で特定された後に作成された研究」と記載されていることから、本件請求文書２の開示請求受付日の翌日である令和５年２月１５日から本件請求文書３の開示請求受付日である同年８月８日までに作成された文書の開示を求めているものと解し、原処分５で特定した文書１２の他に文書１３ないし文書１８を特定した。

エ 本件各開示請求時において、本件対象文書をつづっている行政文書ファイルには本件対象文書のみがつづられている。

オ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の存在は確認できなかった。

- （２）これを検討するに、上記（１）アないしウの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記（１）エの保管状況及び上記（１）オの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記第３及び上記（１）の説明は特段不自然、不合理とはいえない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３ 不開示部分の不開示情報該当性について

（１）自衛隊の能力、態勢等に関する情報について

別表の番号１ないし７及び９ないし１３に掲げる不開示部分には、自

衛隊の将来構想に係る研究，作戦立案，行動，運用及び教育訓練等に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は，これを公にすることにより，自衛隊の将来体制や運用態勢，運用要領，能力及び練度等が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがある旨の諮問庁の別表の「不開示とした理由」欄の説明を否定することまではできない。

そうすると，当該不開示部分を公にすることにより，国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，当該不開示部分は，法5条3号に該当し，不開示としたことは妥当である。

(2) 法的観点から研究・考察した内容について

別表の番号8に掲げる不開示部分には，海上自衛隊幹部学校において法的観点から研究・考察した内容が記載されていると認められる。

当該不開示部分のうち，別紙の3に掲げる部分を除く部分については，これを公にすることにより，我が国と他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある旨の諮問庁の別表の「不開示とした理由」欄の説明を否定することまではできない。

そうすると，当該不開示部分を公にすることにより，他国等との信頼関係が損なわれるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，当該不開示部分は，法5条3号に該当し，不開示としたことは妥当である。

しかしながら，別紙の3に掲げる部分については，外務省ウェブサイトにおいて公表されている「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）」に記載されており，これを公にしたとしても，他国等との信頼関係が損なわれるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから，当該部分は，法5条3号に該当せず，開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の各開示請求に対し，本件対象文書を特定し，その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については，防衛省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは妥当であり，不開示とされた部分のうち，別紙の3に掲げる部分を

除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の３に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第４部会)

委員 白井幸夫，委員 田村達久，委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究の全て（期間は令和3年度），及び当該研究を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て。
- (2) 「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究の全てのうち防官文第2021号（2022.12.7ー本本B2060）で残りの部分とされた全て，及び当該請求（2022.12.7ー本本B2060）の後に作成された研究の全て。
- (3) 「海上自衛隊幹部学校の研究に関する達」第6条に基づき行われた研究の全てのうち2023.2.14ー本本B2597で特定された後に作成された研究の全て。

2 本件対象文書

- 文書1 研究成果報告書（米軍のロジスティクスに関するドクトリン研究）
- 文書2 統合ロジスティクス（2019年2月4日 改訂1 2019年5月8日）
- 文書3 新たな技術を踏まえた教育のあり方（報告）
- 文書4 令和3年度作戦法規巡回講習
- 文書5 AIに関する人材育成について（報告）
- 文書6 海上自衛隊は宇宙とどう付き合うべきかー領域横断作戦から見た海上自衛隊の“宇宙領域における能力”の技術的将来像ー（報告）
- 文書7 研究計画書（米軍のロジスティクスに係るドクトリン研究）
- 文書8 研究資料5
- 文書9 研究資料6
- 文書10 平成27年の平和安全法制の要点
- 文書11 令和4年度作戦法規巡回講習
- 文書12 令和5年度作戦法規巡回講習（表紙のみ。）
- 文書13 研究資料10
- 文書14 研究資料11
- 文書15 研究資料12
- 文書16 軍事作戦における人工知能活用の限界
- 文書17 国防輸送システム 2017年7月18日
- 文書18 令和5年度作戦法規巡回講習（表紙を除く。）

3 開示すべき部分

- 文書11の52枚目の不開示部分全て

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	文書中の一部	海上自衛隊の将来構想に係る諸研究に関する情報であり，これを公にすることにより，海上自衛隊の将来体制及び運用態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	文書 4	2 枚目，1 4 枚目，1 5 枚目，1 7 枚目，2 0 枚目ないし 2 3 枚目，2 5 枚目，2 6 枚目，2 9 枚目，3 0 枚目，4 5 枚目，4 6 枚目及び 7 1 枚目のそれぞれ一部	海上自衛隊において研究中有である，自衛隊の海上における作戦遂行に密接に関連する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の研究の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		3 枚目ないし 1 3 枚目，2 4 枚目，2 7 枚目及び 2 8 枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
3	文書 6	3 枚目，1 6 枚目，1 9 枚目，2 1 枚目ないし 2 3 枚目，2 9 枚目，3 4 枚目，4 0 枚目及び 4 3 枚目のそれぞれ一部	海上自衛隊が研究中有である情報活動に関する情報であり，これを公にすることにより，我が国の情報能力の現状が推察され，自衛隊の研究及び情報活動の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当し不開示とした。
		3 5 枚目ないし 3 9 枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
4	文書 8	1 枚目及び 3 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の作戦立案に関する情報であり，これを公にするこ

		6 枚目ないし 10 枚目のそれぞれ注意表記を除く全て	とにより，自衛隊の運用要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		11 枚目の注意表記及びページ番号を除く全て	
5	文書 9	1 枚目，2 枚目，7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
		4 枚目，6 枚目，9 枚目ないし 12 枚目，14 枚目，16 枚目ないし 22 枚目，25 枚目及び 27 枚目ないし 30 枚目のそれぞれ注意表記及びページ番号を除く全て	
		5 枚目，13 枚目，15 枚目，23 枚目，24 枚目，26 枚目，31 枚目及び 32 枚目のそれぞれ注意表記を除く全て	
6	文書 10	49 枚目の一部	自衛隊の部隊運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の部隊運用が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
7	文書 11	6 枚目及び 16 枚目のそれぞれ一部	
		17 枚目のページ番号を除く全て	
8		13 枚目ないし 16 枚目，26 枚目，27 枚目，33 枚目，34 枚目，37 枚目，40 枚目，47 枚目，51 枚目，52 枚目，56 枚目，57 枚目，59 枚目及び 60 枚目のそれぞれ	法的観点からの研究考察内容に関する情報であり，これを公にすることにより，我が国と他国等との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

		一部	
		５８枚目の全て	
9	文書１３	１枚目ないし３枚目，１ ３枚目，５２枚目及び５ ３枚目のそれぞれ一部	自衛隊の行動，運用及び教育 訓練に関する情報であり，こ れを公にすることにより，自 衛隊の運用要領，能力及び練 度が推察され，自衛隊の任務 の効果的な遂行に支障を及ぼ し，ひいては我が国の安全を 害するおそれがあることから，法５条３号に該当するため不開示とした。
		４枚目ないし１２枚目， １４枚目ないし１９枚 目，２２枚目ないし２８ 枚目及び３１枚目ないし ５１枚目のそれぞれ注意 表記及びページ番号を除 く全て	
		２０枚目，２１枚目及び ２９枚目のそれぞれ注意 表記を除く全て	
		３０枚目のページ番号を 除く全て	
10	文書１４	１枚目，２枚目，１１枚 目，１２枚目，２４枚目 ないし２６枚目及び３１ 枚目のそれぞれ一部	
		３枚目ないし１０枚目， １３枚目ないし２３枚 目，２７枚目ないし３０ 枚目，３２枚目ないし３ ５枚目，３７枚目及び３ ８枚目のそれぞれ注意表 記及びページ番号を除く 全て	
		３６枚目の注意表記を除 く全て	
11	文書１５	１枚目の一部	
		３枚目ないし８枚目のそ れぞれ注意表記を除く全 て	
		９枚目ないし２１枚目の それぞれ全て	

1 2	文書 1 6	2 6 枚目の一部	自衛隊の指揮系統に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の指揮統制要領，手法及び内容が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		2 7 枚目ないし 3 2 枚目のそれぞれ注意表記及びページ番号を除く全て	
1 3	文書 1 8	5 枚目ないし 7 枚目，2 2 枚目ないし 2 4 枚目，3 9 枚目，5 4 枚目，5 9 枚目，6 0 枚目，6 3 枚目及び 6 6 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の行動，運用及び教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		5 5 枚目ないし 5 7 枚目のそれぞれページ番号を除く全て	